

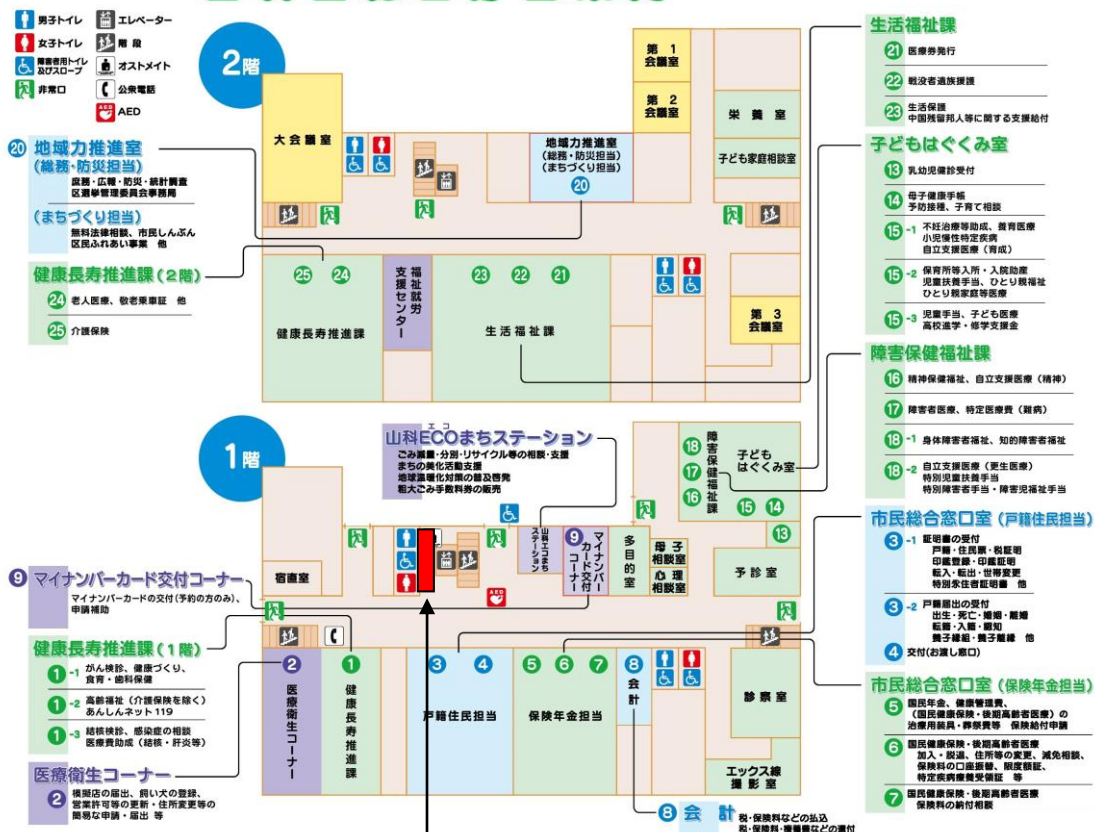
広 告 掲 載 取 扱 要 領

山科区総合庁舎への広告設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等を募集します。

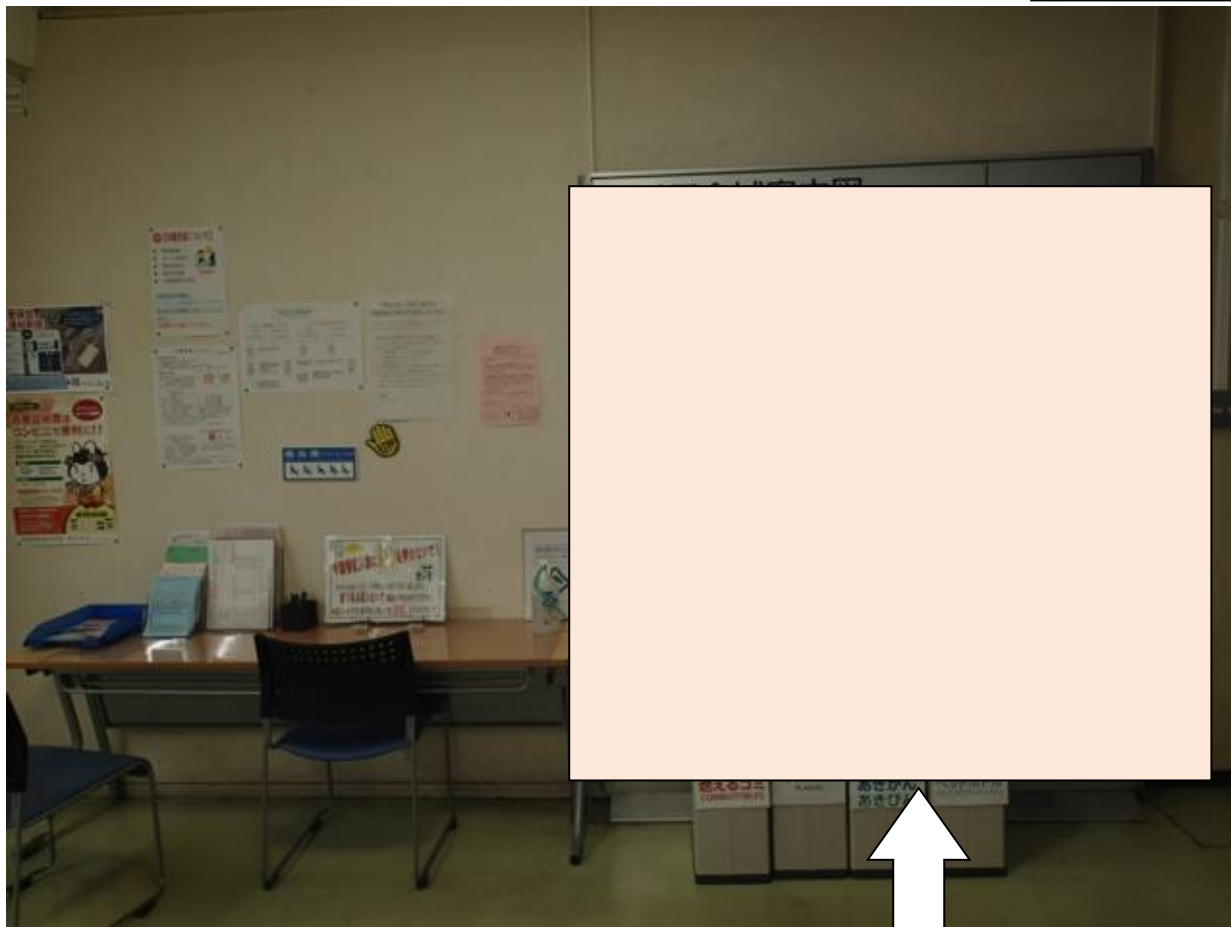
広 告 媒 体	施設の名称	山科区総合庁舎
	施設の所在地	京都市山科区柳辻池尻町 1 4 - 2
	施設の概要・設置目的	山科区での区役所業務を取り扱う窓口及び執務室として
	開館日、休館日	土日祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）休館
	開館時間	午前 9 時から午後 5 時まで
	年間利用者数	約 1 3 万人（令和 7 年 4 月 1 日現在の国勢調査結果に基づく推計人口です。このデータは参考であり、年間利用者数を保証するものではありません。）
広 告 の 規 格	広告設置位置	山科区総合庁舎 1 階市民総合窓口室待合スペースの壁際（別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 参照）
	広告の大きさ	本体サイズ：縦 2, 1 0 0 mm × 横 1, 9 0 0 mm 程度 （広告部分、周辺案内地図部分含めた全体のサイズ） ※大きさの詳細は別途調整
	枠数	1 基 ※個別の広告枠サイズは自由に設定してください。
	その他の仕様	別紙 2 「仕様書」に記載の条件を満たすこと。
掲 載 条 件	広告料金（税込み）	予定価格を年額 1 3 2, 0 0 0 円として、見積り合せにより決定します。なお、広告掲載料とは別に、所定の基準に基づき算定する行政財産の目的外使用料（年 9, 3 0 0 円／表示面積 1 m ² ）及び電気使用料を負担していただきます。
	広告掲載期間	令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで（3 年間）
	広告物の作成主体	広告物は、契約者において作成してください。
	広告物の設置主体	広告物の設置及び撤去作業は、契約者の負担において実施してください。
	広告物の設置方法	広告物は、床面に固定してください。（工事期間、設置方法等の詳細は、別途調整）
	広告物の設置期限	広告掲載開始日の前日までに設置してください。
掲 載 の 基 準	関係規程 （必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	医療機関（ただし、歯科を除く）の広告は掲載できません。
申 込 手 続 等	申込資格	広告物本体の設置から個別の広告表示まで一括して扱える広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 （https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html）を確認してください。

	申込方法	・ 広告掲載申込書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。また、広告掲載料の見積書（様式自由）及び設置する広告付き周辺案内図のイメージを記載した書類（A4サイズ1枚以内、様式自由）を提出してください。なお、広告掲載契約期間中に消費税率が変更された場合の広告掲載料は、変更後の税率により算出された金額となります。 ・ 郵送する場合は、申込期間内に必着するよう送付してください。 ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を申込書と併せて提出してください。詳細は京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	令和7年7月28日（月）～令和7年8月8日（金） 書類の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで行います。
	広告設置者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえで、見積り合せにより、原則として予定価格以上で最高額の提示を行った方を契約の相手方とします。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告設置者には、別途、市有財産目的外使用許可申請を行っていただきます。 ・ 広告内容については、事前に審査を行います。（内容により、修正等をお願いする場合があります。） ・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です。 ・ 広告料は、年度ごと事前にお支払いいただきます。 なお、契約期間中に広告設置者の都合により、広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料の返還は行いません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告設置者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告設置者の責任及び負担により解決してください。 ・ 庁舎内の見学を希望される広告代理店等は、下記問合せ先まで連絡してください。 ・ 広告設置者の決定後、本媒体への広告掲載者募集情報及び広告設置者の問い合わせ先等を、京都市広告事業ホームページ上で公開します。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市山科区役所 地域力推進室総務・防災担当（担当：中村） 〒607-8511 京都市山科区池尻町14-2 電話番号 075-592-3065 F A X 番号 075-502-8881 Eメール naqbd212@city.kyoto.lg.jp

山科区総合庁舎案内



設置予定場所
(詳細 別紙 1 - 2 参照)



設置予定場所
(サイズや場所の詳細は別途調整)

山科区総合庁舎 広告付き周辺案内地図仕様書

1 概要

(1) 提案を募集する業務

山科区総合庁舎における広告付き周辺案内地図の設置（1基）

(2) 設置場所

山科区総合庁舎 1階市民総合窓口室待合スペース（別紙1-1、1-2参照）

(3) 業務の内容

山科区及び庁舎周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

(4) 設置期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで 3年間

2 各部仕様

(1) 本体

ア 縦2,100mm×横1,900mm 程度の大きさで作成すること。（詳細は別途調整）

イ 本体は、地震時等含めて転倒しないよう、床面に固定すること。設置については、工事期間中も含め、庁舎の管理運営に支障を及ぼさないものであることを条件とする。

ウ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

エ 電照タイプ（LED省エネタイプ、調光器付、タイマー付）とすること。また、その設置後の電気代は設置者（広告代理店等）負担とする。

オ 協議により、本体下段にA4冊子が収められるラックや市民しんぶん（タブロイド版）が収められるラックを備え付ける可能性がある。

(2) 周辺案内地図

ア 本体内に収まり、縦850mm×横1,050mm 程度（地図部）の大きさで作成すること。（詳細は別途調整）

イ 公共施設・災害時の避難場所等の地点や公共交通機関の路線図等の表示について、山科区役所と内容の調整をすること。

ウ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。

オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。

(3) 広告枠

ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）

イ 医療機関（ただし、歯科を除く）の広告は掲載しないこと。

ウ 広告と地図上の箇所とを番号等で対応させておくこと。

エ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。

オ 広告枠内の右上又は左上に「**広告**」と表示すること。

カ 広告の内容については、事前に京都市に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。

キ 「（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」等の表示を広告枠外に施すこと。

3 その他

（１）設置費用・広告料金等

ア 制作、設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。また、設置に当たっては本体と共に電気コンセントも設置（本線からの配線工事含む）すること。電気コンセントの設置位置については、山科区役所と協議を行うこと。新規コンセントの設置が困難な場合は、既存のコンセントからの延長での対応も可とする。

イ 広告料（行政財産の目的外使用料を含む）の納金については、年度ごとに、山科区役所からの請求に応じて支払うこと。

ウ 電気代については、１年度分を山科区役所からの請求に応じて支払うこと。その際の電気代は、看板の照明等で使用する総電力量（計算値）１年度分（初年度及び最終年度については６箇月分）とする。

（２）留意事項

ア この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準、その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。

イ その他の条件については、別途協議のうえ定めるものとする。